

## 第2期「かがわ教育ビジョン」の基本的事項について

### 1 計画策定の背景等

加古川市では、平成22年4月に「かがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」（以下「かがわ教育ビジョン」という。）を策定し、「ともに生きるこころ豊かな人づくり」を基本理念に据え、目指すべき具体的な人間像である「努力する人」「心あたたかい人」「行動する人」の実現に向け、学校園・家庭・地域が一体となって、子どもたちの学びや育ちを支え、生きる力を育めるよう本市の教育を推進してきました。

この間、人口減少や少子・高齢化、グローバル化、価値観の多様化、高度情報化、社会の不安定化、環境問題の深刻化などが進み、教育を取り巻く環境はさらに大きく変化しています。とりわけ、少子・高齢化の急速な進行や、地域社会の人間関係の希薄化、ICTの急速な発展普及による高度情報化が教育の現場にも大きな影響を与えています。

また、教育委員会制度改革をはじめ、高等学校の学区再編や、道徳の教科化、英語教育の充実等、従来の枠組みも大きく変化しています。

このような教育を取り巻く環境の変化の中で、夢や希望をもち、未来に向かって主体的に歩むことができるような子どもを育むために、学校・家庭・地域が互いに信頼し合って連携・協力しながら、実のある取組を今後も推進していくことが重要です。

このたび、「かがわ教育ビジョン」が計画策定から6年を経過することから、平成28年度を計画の初年度とする第2期「かがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」（以下「第2期「かがわ教育ビジョン」という。）を策定するものです。

第2期「かがわ教育ビジョン」では、教育を取り巻く社会の動向や「かがわ教育ビジョン」の取組を総括し、長期的な展望のもと、平成28年度からの5年間に重点的に取り組むべき施策を示し、本市教育の一層の推進を図ります。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として、平成25年6月に策定された国の第2期教育振興基本計画（平成25～29年度）、平成26年3月に策定された県の第2期ひょうご教育創造プラン（平成26～30年度）を参酌しつつ、本市の「加古川市総合基本計画」の教育に関する分野の内容を踏まえた、教育の振興を図るために定める基本的な計画です。

また、子ども・子育て部門における「加古川市子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）」などの関連計画とも整合性を保ちながら施策を推進していきます。

この第2期「かがわ教育ビジョン」の具体的な施策を毎年、「教育アクションプラン（加古川市教育実行計画）」として定め、推進していきます。

<加古川市総合計画とかこがわ教育ビジョンの位置づけ>



### 3 策定体制

本計画の策定にあたっては、「加古川市附属機関の設置に関する条例」及び「加古川市教育振興基本計画検討委員会規則」に基づき、学識経験者、保護者の代表者、地域の代表者、事業者の代表者、関係団体の代表者、市民の代表者で、加古川市教育振興基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という）を組織するとともに、検討委員会における検討及び審議が円滑に行われるよう、「加古川市教育振興基本計画検討幹事会設置要綱」に基づき、教育関係者から構成される加古川市教育振興基本計画検討幹事会（以下「検討幹事会」という）を設置し、検討を重ねていきます。また、パブリックコメントを通じて、広く市民、関係者の意見も反映させていきます。

### 4 計画の対象

生涯における人間の学びの場は、大きく学校園・家庭・地域の3つに分かれています。第2期「かこがわ教育ビジョン」は、この3つの学びの場における教育が、有機的なつながりをもって進められていくことの重要性を踏まえて、加古川市内にある保育園（所）・認定こども園・幼稚園及び市立の小学校・中学校・特別支援学校における学校教育と、家庭や地域における社会教育を対象としています。

### 5 計画の対象期間

第2期「かこがわ教育ビジョン」の対象期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間です。「かこがわ教育ビジョン」の後期5年の計画に当たります。平成32年度までに総合的かつ計画的に取り組むべき施策について示すこととします。